

学校園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(令和3年度 第2版)

令和3年10月1日
加古川市教育委員会

目次

はじめに	01
「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準	02

通常登校段階における感染症予防対策

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	04
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底	04
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	05
3 免疫力を高める指導	08
4 心のケアについて	08
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	08
6 個人情報の保護について	09
7 教職員の感染症対策	09
II 教育活動における留意事項	10
1 各教科学習等における留意事項	10
2 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動	12
3 健康診断について	12
4 学校給食について	13
5 清掃活動について	13
6 休み時間について	14
7 部活動について	14
8 夏季における熱中症対策について	15
III 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	17
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	18
2 教職員の休暇等の考え方	20
3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方	20
4 臨時休業の判断について	22
IV 緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	23
1 感染者が確認された場合の対応	24
2 濃厚接触者等の候補者のリストを作成	24

分散登校段階における感染症予防対策

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	25
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底	25
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	26
3 免疫力を高める指導	28

4	心のケアについて	28
5	感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	28
6	個人情報の保護について	29
7	教職員の感染症対策	29
II	教育活動における留意事項	30
1	分散登校（園）の実施	30
2	各教科学習等における留意事項	31
3	修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動	33
4	健康診断について	33
5	学校給食について	33
6	清掃活動について	34
7	休み時間について	34
8	部活動について	34
9	夏季における熱中症対策について	35
III	学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	37
1	幼児児童生徒の出席停止等の考え方	38
2	教職員の休暇等の考え方	40
3	学校・学年・学級の臨時休業の考え方	40
IV	緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	42
1	感染者が確認された場合の対応	43
2	濃厚接触者等の候補者のリストを作成	43
	臨時休業中の対応	
1	幼児児童生徒への対応	44
2	教職員の対応	45
	障害の状況に応じた指導・支援	46
	新型コロナウイルス感染者発生時の公表について	47
	保護者への注意喚起	48
	参考資料集	
	・保護者用通知文	49
	・健康観察表（家庭用）	50
	・チェックリスト（例）	51
	・「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」	52

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められる状況である。このような状況下においては、持続的に幼児児童生徒の教育・保育を受ける権利を保障していくため、学校園における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校園運営を継続していく必要がある。

そこで、文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3 Ver.5)」、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン(2文科初第1769号令和3年2月19日)」を基に、令和2年度第7版を改訂し、学校園において留意すべき事項についてまとめた。

また、このたび、文部科学省より「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が取りまとめられたとともに、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針における「フェーズに応じた体制」が改定されたことに伴い、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(令和3年度 第1版)」を改訂した。

今後、学校園においては、本マニュアルに沿った運営を行い、学校教育活動を継続しつつ、「新しい生活様式」の定着を図っていくこととする。

なお、この取扱いについては、現時点での対応指針であり、日々状況が変化しているため今後変更が生じる場合があるので、適宜、市教育委員会からの通知等に基づき、対応願いたい。

令和3年10月1日
加古川市教育委員会

基本大原則

- 1 安全を最優先に考え、発熱・咳など、かぜ症状のある幼児児童生徒をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、幼児児童生徒同士及び教職員との間での接触を避けること。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、多くの人が「密集」、「密接」での会話や発声が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、幼児児童生徒及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

登校方法による区分	兵庫県対処方針	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
分散登校		できるだけ2m程度（最低1m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
拡大期通常登校	感染拡大特別期 感染拡大期1・2	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
通常登校	感染増加期 感染警戒期 感染小康期	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「分散登校」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域

「拡大期通常登校」・・・生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間、注意を要する地域

「通常登校」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、拡大期通常登校にあたらぬもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針(令和3年8月20日改定)

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期
新規陽性患者数 (1週間平均)	30人未満	30人以上	70人以上	110人以上	190人以上	総合的に判断

- 今後、本市がいずれの対応を行うかは、兵庫県が示す警戒区分を踏まえ、加古川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において協議し、判断する。

○通常登校・拡大期通常登校、分散登校段階において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、P4以降に詳述しています。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策分科会第2回提言

「感染再拡大(リバウンド)防止に向けた指標と考え方に関する提言」(令和3年4月15日(木))から抜粋



早期探知のための指標

- 基本的には、**ステージIII**になれば、“サーキットブレーカー”として、7頁に示すまん延防止等重点措置等を含む様々な“強い対策”を早期に講じることが重要である。
- そのためには、5頁に示すステージの指標に加え、各地域の専門家は、以下のような様々な指標を基に総合的に判断する必要がある。
- 感染力が高い変異株が出現したために、早期に対策を講じなければ、今まで以上に医療が逼迫しやすくなってきている。したがって、感染拡大の予兆を早期に探知し、先手を打ち、“強い対策”を講じる必要がある。

安定した状況からの立ち上がりを示す指標	病床確保との関係で“強い対策”を講じるタイミングの指標
<ul style="list-style-type: none"> ・発症日別陽性者数(注1) ・20-30歳代を中心とした年齢階層別新規陽性者の数及び割合(注2) ・PCR陽性率 ・今週先週比(注4) ・歓楽街の夜間の人流 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、今週先週比を基に、一般医療と両立可能な最大の確保病床(注3)を占有してしまう感染者数に、2-4週間で到達してしまうことが想定されると判断された時点で、“強い対策”を講じることが重要である。 ・さらに、夜間の人流が増え、今週先週比が1.0を大きく上回ることが2週間以上続く場合等にも特に早期の対策が必要である(注4)。 ・なお、大きく感染が拡大する予兆として、20-30歳代の新規陽性者の数や割合が増加する傾向があることも考慮する必要がある。

注1 感染症対策では報告日別よりも発症日別の新規陽性者数の方が重要である。専門家が分析・評価を加えることによって予兆の探知がある程度可能である。

注2 若年層が起点となり高齢層に感染が拡大する傾向が見られることから、年齢別新規陽性者数を継続的に見ていくことが重要である。

注3 一般医療と両立可能な範囲で最大の確保病床の数とは、都道府県が今後の感染拡大に備えて整備している、一般医療と両立可能な範囲で最大限確保する病床の数をいう。ただし、最大の確保病床数が少ない地域では、より早い段階から“強い対策”を講じ始める必要がある。

注4 今週先週比とは直近一週間と先週一週間の新規陽性者数の比をいう。今週先週比が1.0を超える状況が継続する場合には注意が必要である。

詳細については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2021.4.28 Ver.6)参照

通常登校段階における

感染症予防対策

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校（園）を控えていただくよう保護者に周知する。「健康観察表」*は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園と健康状態についての情報を共有する。「健康観察表」は、1か月分は保存する。

*「健康観察表」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P50 を参照

(2) 登（下）校時の注意

集団での登（下）校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、手が届かないくらいの距離をおき、マスクを着用するように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。

(3) 学校園での朝の健康観察（学級担任等）

- ① 登校（園）指導として、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない幼児児童生徒に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を、1回毎に消毒する。
- ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。
- ③ 出席者の健康観察を行う。
- ④ 健康観察の結果を学級ごとにまとめ、担当者に報告する。
- ⑤ 学級ごとの健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策

接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に 爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。

- 1 流水でよく手をぬがした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすりませます。
- 2 手の甲をのぼすようにこすりませます。
- 3 指先・爪の間を念入りこすりませます。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗いします。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や階段、学校などが集まる場所でやる。



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

- 1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 2 ゴムひもを耳にかける
- 3 隙間がないよう鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

■ 詳しい情報はこちら

厚労省

検索



手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（屋食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを触ったとき



(参考) フェイスシールドの活用について

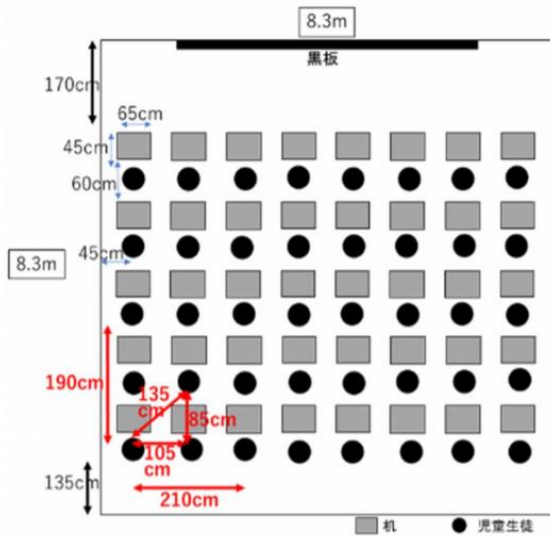
フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要がありますとされています。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことから、現段階における感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにします。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離を十分にとりながら行い、必要最小限の使用とします。

(2) 教室内の換気・配席の工夫

- ① 冬季においては、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組む。特に、昼食時には換気を強化する。
- ② 可能な限り、廊下側と窓側を対角に扉や窓を10～20 cm程度、常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、扉や窓を広く開ける。また、エアコンを使用する際は、必ず換気扇を作動させることとする。休み時間に窓を開けるなど、自然換気と併用する。ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮する。
- ③ 空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる（二段階換気）など、室温が下がりすぎないように留意する。
- ④ 教室内では、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、幼児児童生徒までの距離を1 mを目安に可能な限り離す。
- ⑤ 座席間を離して着席するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を1 mを目安に可能な限り離すよう配慮する。
- ⑥ グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、飛沫を飛ばさないよう、マスクを必ず着用する。
- ⑦ マスクは可能な限り、不織布マスクを着用する。

(参考)通常登校期 (1クラス 40人の例)



●クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1 換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

2 人の密度をさげる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1m程度あけるなどして、人の密度を減らす。

3 近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第2版] 2020年3月15日改訂
- ・2020年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」

(3) 学校給食時の注意点

給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共用しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクを着用する。また、喫食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

※P13 参照

(4) 清掃・消毒の実施

清潔な空間を保つため、通常の清掃活動を行う。清掃活動の前後には、手洗いを徹底する。感染拡大特別期においては、床の拭き掃除は行わない。ただし、モップによる拭き掃除は可とする。

消毒については、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上、ペーパータオル等に消毒液（次亜塩素酸水など）を十分に含ませて清掃を行う。ただし、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

※家庭用洗剤については P52～53 参照

机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。 * 「チェックリスト」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P51 を参照

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、幼児児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しものが感染する可能性があるのであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然と

した態度で対応する。

6 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

7 教職員の感染症対策について

教職員においても、幼児児童生徒と同様に感染症対策に取り組むとともに、毎朝の検温、風邪症状の確認など、健康管理を行う。風邪の症状等が見られた場合、休暇を取得するようにし、その際には、校園内でフォローできる体制を構築しておく。

また、職場環境も重要であることから、職員室、教科準備室、更衣室等の換気・消毒を徹底する。職員室等においては、可能な限り他者との間隔（1～2 m程度）を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにし、食事中は、会話を控える。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をするなど配慮する。

会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫をとり、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示板等を活用することも考えられる。

II 教育活動における留意事項

「I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項」を基に、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校園教育活動を継続し、幼児児童生徒の学びを保証する。

1 各教科学習等における留意事項

「I 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に加え、次の内容を追加する。あくまで原則であるので、状況に応じて対策を講じる。

(1) 授業時の教室環境

- 換気を徹底する。
- 配席の工夫により一定の距離を確保する。
- 近距離での会話をできるだけ避ける。

(2) 共用で器具や用具を使用するときの注意事項

- 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において共用で使用する器具や用具、ICT機器を使用する場合は、使用前後に手洗いを必ず行う。

(3) 特に配慮を要する教科

実施については、慎重に検討し、短時間の活動に限定するなどの対応をとったうえで、実施することとする。拡大期通常登校段階においては、リスクの高い活動は実施しない。兵庫県感染拡大特別期においては、長時間、近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動、近距離で活動する運動、実験・観察、共同制作などは行わない。

- 技術・家庭科（家庭分野）
 - ・調理実習はできるだけ回数・時間を絞り、一定の距離を保ち、向き合わないよう工夫する。
 - ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避ける。
- 体育科、保健体育科
 - ・身体へのリスクを考慮し、運動時には、マスクを着用する必要はないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。教員は、原則マスクを着用する。
 - ・児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を実施する場合、短時間の活動となるよう留意する。兵庫県感染拡大特別期においては、実施しない。

- ・体づくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は短時間で実施する。
例：サッカーにおけるボールの奪い合い　バスケットボールにおける防御
 - ・水泳実習については、遊離残留塩素濃度が適切に管理されており、更衣も含め、密接・密集とならないよう配慮し、実施する。実施については別途通知する。
 - ・できる限り、屋外で学習する。
 - ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。
(開放が難しい場合は、20～25分ごとに1回活動休止し、5分程度の換気を行う。)
 - ・近距離での会話や活動はできる限り避ける。
 - ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
 - ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。
 - ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。
 - ・できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。 【小学校】
 - ・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導する。 【中学校】
- 音楽科
- ・できるだけ広い空間で、可能な限り幼児児童生徒の距離をとり、同じ方向を向いて、歌唱指導や口に触れる楽器の演奏などを実施する。拡大期通常登校段階においては、フェイスシールドやマスクシールドは使用せず、必ずマスクを着用し、歌唱指導を実施する。また、兵庫県感染拡大特別期においては、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等、口に触れる楽器の演奏を実施しない。
 - ・合唱時には、児童生徒同士の間隔や指導者と児童生徒の間隔をできるだけ2m（最低1m）あけ、顔への飛沫感染リスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
 - ・身体の接触を伴う活動はできる限り避ける。

○ 英語・外国語活動

- ・握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動はできる限り避ける。

(4) 日常の保健指導

保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和2年4月 文部科学省）を参考に、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導する。

2 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

- ・小・中学校については、感染状況を踏まえ、感染症防止対策を講じたうえで、原則例年通り実施する。
- ・修学旅行等、泊を伴う行事については、行き先を含めリスクを回避した計画を立て、保護者等に説明する。
- ・修学旅行における感染症対策については、本マニュアルにおける感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（第4版）（2021年1月29日）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、各校の行程に応じて行う。
- ・自然学校は、2泊3日と日帰り（2日）の合計5日間とし、日帰り2日間は校内での活動も可とする。
- ・トライやる・ウィークは、原則3日の実施とし、地域の実情に応じて5日間の実施及び校内での活動も可とする。
- ・環境体験事業、わくわくオーケストラについては、例年通り実施する。
- ・運動会・体育大会、音楽会等、校園内で行う行事については、学校規模に応じて、実施内容や方法を工夫し、感染拡大防止策を講じたうえで実施する。
- ・授業参観・オープンスクール等については、児童生徒及び保護者を合わせて普通教室40人まで、特別教室60人まで、廊下は接する教室の1/3の人数までを原則とし、3密にならないよう工夫して実施する
- ・延期や中止にかかるキャンセル料の公費負担がないことに留意する。

3 健康診断について

幼児児童生徒の定期健康診断については、学校（園）医と相談のうえ、感染状況を考慮して実施する。

4 学校給食について

- ・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
- ・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。
- ・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行い、おかわり等の配食は、教職員が行う。
- ・万が一の事故発生時に関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間固定する。
- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。なお、ランチルームを利用する場合は、児童生徒等の間隔をできる限り離すよう工夫する。喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

5 清掃活動について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要であり、通常のコモリ活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにして行う。一方、共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行い、清掃活動の前後には、必ずせっけんを用いた手洗いを徹底する。

(1) 用具等の点検

清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。※P52～53 参照

(2) 教室、教室前の廊下・流しの清掃

通常のコモリ活動の範囲で対応する。衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除や、モップを活用した床拭きを行うことも有効である。

(3) 共有箇所の清掃

トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。

(4) 手洗いの徹底

器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを必ず行うよう指導する。

6 休み時間について

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないことを指導する。

7 部活動について

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せるのではなく、顧問等が部活動の実施状況を必ず把握する。可能な限り感染症対策を行った上で実施し、拡大期通常登校段階では、リスクの高い活動を避け、リスクの低い活動から徐々に実施する。公式試合・練習試合・合同練習等は、極力、近隣市町にとどめることとし、県外での活動については、兵庫県及び開催地の感染状況を踏まえたうえで慎重に判断すること。また、大会やコンクール等の参加、練習試合や合同練習等の実施に当たっては、主催団体とともに学校として責任をもって、感染拡大を防止するための対策を講じること。

(1) 生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させない。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認する。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮する。
- ② ノー部活デーの実施を徹底する。
- ③ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。特に、活動前後や休憩時の手洗いを徹底する。

- ④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則開放（2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は20分～25分に1回活動を休止し、5分程度の換気を行う。
- ⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫する。
- ⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を避ける。
- ⑦ 相手と一定時間接触するような、例えば、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習などについては、できるだけ短時間での実施とする。また、吹奏楽や合唱等におけるパート練習、全体練習についても同様とする。
- ⑧ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても、感染症対策が十分とれない場合は実施しない。

(3) 活動環境への配慮

- ① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫する。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
- ② 更衣については、教室等を使用するなど、一度に多数の生徒が使用しない工夫により、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。
- ③ 接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ④ 共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒については、原則として1日1回以上行うこと。ただし、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

8 夏季における熱中症対策について

熱中症防止のため、特に気温・湿度・風の有無等の気象状況及びWBGT（暑さ指数）に十分留意するとともに、幼児児童生徒個々の体力に応じた指導を行う。

- 家庭及び学校園における健康観察時に、コロナウイルス感染症に関する症状に加えて、熱中症の有無についても十分注意する。
- 登校（園）に合わせて、各教室のエアコンを作動させ、適切な温度にしておく。

- 教室に入る前に汗をよく拭かせ、水分補給を行わせる。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導する。その際、できるだけ人との十分な距離を保つこと、近距離での会話を控えることなども指導する。
- 体育など屋外での活動は、WBGTが31℃以上で、原則、運動を禁止する。

●暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

●日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31℃以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31℃※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28℃※)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

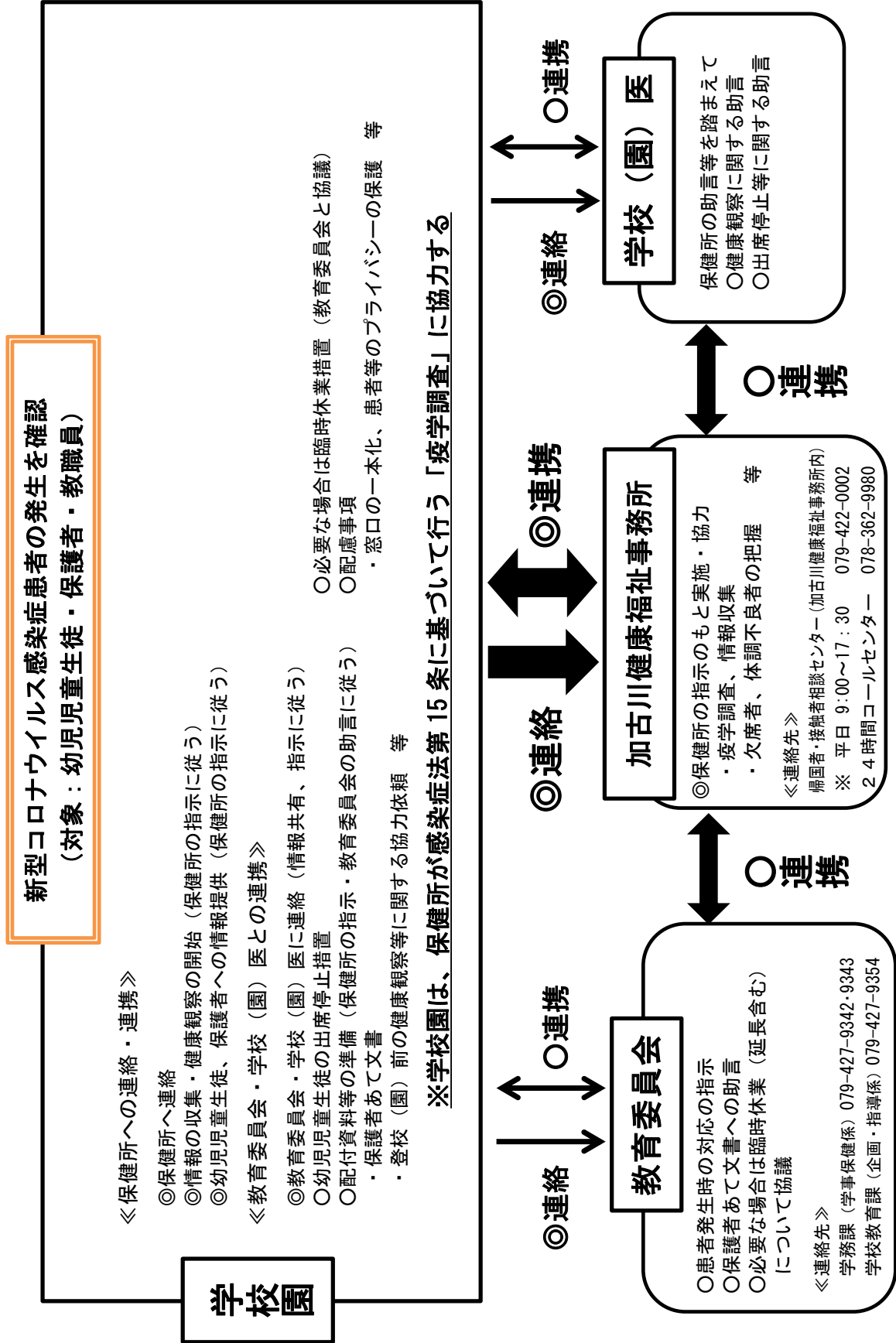
※ (28～31℃) 及び (25～28℃) については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

Ⅲ 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について



1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日： 感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族等の感染判明日）

終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす14日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 幼児児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

開始日： 家族が濃厚接触者と認定された日

終了日： ○家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

○新型コロナの検体検査を受け、陰性となった場合

⇒ 保健所の指示に基づく

○本人が「陽性」であったが保健所に指示された期間を経過した場合

⇒ 保健所の指示に基づく

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状（ワクチン接種後を含む）が見られる場合

※拡大期通常登校段階では、同居の家族にかぜの症状（ワクチン接種後を含む）がみられる場合も同様とする

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

- ① 本人に発熱等のかぜの症状（ワクチン接種後を含む）がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：症状がなくなった日

※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

- ② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

- ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(4) 登校（園）に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

【出席停止（新型コロナウイルス感染防止のため）】

保護者の方のご心配の内容に応じて、学校園での感染症対策について丁寧に説明
するなどの対応をとる。そのうえで、感染の不安・心配を理由に登校（園）できない
幼児児童生徒については、保護者の同意のもと、学校園長判断で欠席扱いとしない。

(5) 医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和2年3月24日付元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的
ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があ
ることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）
の登校（園）については以下のように取り扱う。

- ① 登校（園）の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する
者も多く、重症化リスクが高い*ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）
医等に相談のうえ、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校（園）の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医に相談
のうえ、登校（園）の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合
の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等
の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い
糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤

等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校（園）教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校（園）外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

また、教職員については、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことが重要である。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、教育委員会と協議し、濃厚接触者等の範囲が特定されるまで（当日特定される場合もある）の間、学校園の全部又は一部を臨時休業とする。

なお、学級閉鎖等については、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」（第1版）（P22）を目安とするが、状況等が様々なため、感染者数だけでなく感染状況を鑑み、教育委員会と保健所等で総合的に判断する。

休業の際には、学校長は保護者あてに文書を発出する（P49 参照）

（1）幼児児童生徒に感染が判明した場合

① 「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」（P18）の（1）①の「感染」が判明した場合、教育委員会に報告するとともに保健所及び学校（園）医と相談のうえ、濃厚接触者の範囲が特定されるまで（当日特定される場合もある）の間、学校園の全部

又は一部を臨時休業とする。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日から必要な期間(2～3日程度)
始業時刻以降、終業時刻まで	・判明された時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校(降園)措置を講じ、翌日から必要な期間(2～3日程度)
終業時刻以降、学校園の休業日	・翌日から必要な期間(2～3日程度)

※ 換気を十分行うとともに、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。施設全体ではなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

② 市教育委員会は、学校(園)からの報告をもとに、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」(第1版)(P22)にもとづき、保健所や学校(園)医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校(園)内で感染が広がっている可能性について検討し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業実施の可否について決定する。

学校園内で感染が広がっている可能性が低い場合	感染した幼児児童生徒や濃厚接触者の出席停止 教職員が感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする
学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合	学校園の全部又は一部を臨時休業

【期間】7日程度(感染状況等により期間は判断する)

(2) 幼児児童生徒及びその家族が濃厚接触者と認定された場合

学校園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を考慮し、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

(3) 教職員に感染者(感染の疑いのある者を含む)が出た場合

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、保健所及び学校(園)医と相談のうえ、市教育委員会と協議し、決定する。

「濃厚接触者」とは

「患者の感染可能期間」(発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

出典：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
(令和2年4月20日版) 国立感染症研究所 感染症疫学センター

4 臨時休業の判断について

学級閉鎖等については、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」（第1版）を目安とするが、状況等が様々なため、感染者数だけでなく感染状況を鑑み、教育委員会と保健所等で総合的に判断する。

【臨時休業の目安】

文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」（第1版）より抜粋

(1) 学級閉鎖

学級内で感染が広がっている可能性が高い以下のいずれかの状況に該当する場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

【期間】7日程度とし、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

(3) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する

IV 緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下における新型コロナウイルス

感染症患者発生時の対応について

文部科学省「「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」（第1版）より抜粋

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の流れ

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・市教育委員会（学校教育課）に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱い（特別休暇）とする。

【保健所業務の補助】

- ・市教育委員会と学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。
- ・市教育委員会はリストを保健所へ提供。
- ・上記リストを踏まえ、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【市教育委員会が臨時休業の要否を判断】

- ・市教育委員会は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、保健所や学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

【学校教育活動を継続】

- ・感染リスクの高い活動は行わない。
- ・濃厚接触者については、出席停止措置（児童生徒）、特別休暇（教職員）とする。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

1 感染者が確認された場合の対応

児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。教職員については特別休暇扱いとし、出勤させない。(P18「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」、P20「2 教職員の休暇等の考え方」参照)

2 濃厚接触者等の候補者のリストを作成

市教育委員会と学校は必要な情報を収集し、濃厚接触者等候補者のリストを作成し、市教育委員会がリストを保健所へ提供。候補者リスト作成にあたっては、感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮する。

濃厚接触者等候補の考え方

濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者
※1 m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある
- ・手で触れることの出来る距離（目安1 m）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触（会話等）があった者
※必要な感染予防策については、マスクの着用だけでなく、例えば顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同じ学級の児童生徒等）
- ・大きな声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同じ部活動に所属する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

分散登校段階における感染症予防対策

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校（園）を控えていただくよう保護者に周知する（同居の家族にかぜ症状がみられる場合も同様とする）。「健康観察表」*は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園と健康状態についての情報を共有する。「健康観察表」は、1か月分は保存する。

*「健康観察表」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P50 を参照

(2) 登（下）校時の注意

集団での登（下）校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、手が届かないくらいの距離をおき、マスクを着用するように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。

(3) 学校園での朝の健康観察（学級担任等）

- ① 登校（園）指導として、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない幼児児童生徒に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を、1回毎に消毒する。
- ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。
- ③ 出席者の健康観察を行う。
- ④ 健康観察の結果を学級ごとにまとめ、担当者に報告する。
- ⑤ 学級ごとの健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策

石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。



(2) 教室内の換気・配席の工夫

- ① 冬季においては、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組む。特に、昼食時には換気を強化する。
- ② 可能な限り、廊下側と窓側を対角に扉や窓を 10～20 cm 程度、常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、扉や窓を広く開ける。また、エアコンを使用する際は、必ず換気扇を作動させることとする。休み時間に窓を開けるなど、自然換気と併用する。ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮する。
- ③ 空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる（二段階換気）など、室温が下がりすぎないように留意する。
- ④ 教室内では、身体的距離が十分とれない場合は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、幼児児童生徒までの距離を可能な限り 2 m 程度（最低 1 m）離す。
- ⑤ 座席間を離して着席するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を 1 m 以上離して、

(3) 学校給食時の注意点

給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共有しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクを着用する。また、喫食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

(4) 清掃・消毒の実施

清掃活動は、児童生徒は行わないこととする。

消毒については、スクール・サポート・スタッフ等と連携し、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上、ペーパータオル等に消毒液（次亜塩素酸水など）を十分に含ませて清掃を行う。家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

※家庭用洗剤については P52～53 参照

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。 *「チェックリスト」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P51 を参照

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、幼児児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられること

から、誰しもが感染する可能性があるのもあって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

6 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

7 教職員の感染症対策について

教職員においても、児童生徒と同様に感染症対策に取り組むとともに、毎朝の検温、風邪症状の確認など、健康管理を行う。風邪の症状等が見られた場合、休暇を取得するようにし、その際には、校内でフォローできる体制を構築しておく。

また、職場環境も重要であることから、職員室、教科準備室、更衣室等の換気・消毒を徹底する。職員室等においては、可能な限り他者との間隔（1～2 m程度）を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにし、食事中は、会話を控える。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をするなど配慮する。

会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫をとり、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示板等を活用することも考えられる。

Ⅱ 教育活動における留意事項

幼児児童生徒数の多い学級にあつては、20人以下のグループに分けた上で、登校（園）の対象とするグループを順次変え、分散して登校させ、授業を行う。

なお、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動は実施しない。

1 分散登校（園）の実施

(1) 身体的距離の確保

1学級20人以下の分散登校にすることで、幼児児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないように留意し、教育活動を行う。

校時表の作成については、休憩時間を普段より長く設定したり、1時間目の授業開始を少しずらしたりすることで、トイレや手洗い場等に、一度に多くの幼児児童生徒が集まらないように工夫する。

また、登下校については、「I-1-(2) 登（下）校時の注意」に基づき、指導の徹底を図る。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意する。

(2) 分散登校（園）期間の授業（保育）実施

小学校では、各学級を2つに分け、1日おきに1コマ45分の授業を行う。中学校では、1学級を2つに分け、午前登校と午後登校の2つに分け、1コマ40分の3時間授業を実施する。幼稚園については、当面の間、午前保育とする。

※授業実施例は p31 を参照

(3) 分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校しない児童が生じることから、8時30分から児童クラブにおける1日保育を実施する。ただし、密を避けるため、家庭で保育が可能な場合は、自粛を強く要請する。

○分散登校期間中の授業実施例

<小学校>

	Aグループ	Bグループ		Aグループ	Bグループ
8:15	登校	家庭学習	8:15	家庭学習	登校
8:30~9:15	1校時		8:30~9:15		1校時
9:30~10:15	2校時		9:30~10:15		2校時
10:30~11:15	3校時		10:30~11:15		3校時
11:30~12:15	4校時		11:30~12:15		4校時
12:15~13:00	給食		12:15~13:00		給食
13:15~14:00	5校時		13:15~14:00		5校時
14:15~15:00	6校時		14:15~15:00		6校時
15:15	下校		15:15		下校

※AグループとBグループを1日ごとに入れ替えて実施する。

<中学校>

午前			午後		
	Aグループ	Bグループ		Aグループ	Bグループ
8:15	登校	家庭学習	12:30	家庭学習	登校
8:30~9:10	1校時		12:45~13:25		1校時
9:20~10:00	2校時		13:35~14:15		2校時
10:10~10:50	3校時		14:25~15:05		3校時
11:00	下校		15:15		下校

※AグループとBグループを1日ごとに入れ替えて実施する。

2 各教科学習等における留意事項

「I 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に加え、次の内容を追加する。あくまで原則であるので、状況に応じて対策を講じる。

(1) 授業時の教室環境

- 換気を徹底する。
- 配席の工夫によりソーシャルディスタンスを確保する。
- 近距離での会話を避ける。

(2) 共用で器具や用具を使用するときの注意事項

- 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において共用で使用する器具や用具、ICT機器を使用する場合は、使用前後に手洗いを必ず行う。

(3) 特に配慮を要する教科

- 技術・家庭科（家庭分野）
 - ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、調理実習は実施しない。
 - ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避ける。
- 体育科、保健体育科
 - ・身体へのリスクを考慮し、運動時には、マスクを着用する必要はないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
 - ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は実施しない。
 - ・体づくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。
例：サッカーにおけるボールの奪い合い　バスケットボールにおける防御
 - ・水泳実習については、実施しない。
 - ・できる限り、屋外で学習する。
 - ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。
(開放が難しい場合は、20～25分ごとに1回活動休止し、5分程度の換気を行う。)
 - ・近距離での会話や活動は避ける。
 - ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
 - ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。
 - ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。
- 音楽科
 - ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動、口に触れる楽器の演奏などを実施しない。
- 英語・外国語活動
 - ・握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

(4) 日常の保健指導

保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和2年4月 文部科学省）を参考に、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導する。

3 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

分散登校段階では、校内・校外での行事は行わないこととし、行事計画を変更し、その内容を児童生徒・保護者・地域住民にできるだけ早く周知する。

4 健康診断について

幼児児童生徒の定期健康診断については、感染防止対策等について、学校（園）医と相談のうえ、実施する。

5 学校給食について

- ・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
- ・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。
- ・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行い、おかわり等の配食は、教職員が行う。
- ・万が一の事故発生時に関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間固定する。
- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。なお、ランチルームを利用する場合は、児童生徒等の間隔を1～2m程度離すよう工夫する。喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

6 清掃活動について

清掃活動は、児童生徒は行わないこととする。

7 休み時間について

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、トイレ休憩については混雑しないよう工夫する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないことについて指導する。

8 部活動について

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せるのではなく、顧問等が部活動の実施状況を必ず把握する。また、学校内での活動に限る。

(1) 生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させない。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認する。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮する。
- ② 活動時間は当面の間、原則として1時間程度とする。また、活動終了後は速やかに下校させる。
- ③ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。特に、活動前後や休憩時の手洗いを徹底する。
- ④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則開放（2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は20分～25分に1回活動を休止し、5分程度の換気を行う。
- ⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫する。
- ⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を

避ける。

- ⑦ 相手と一定時間接触するような、例えば、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習などについては、避けるようにする。また、吹奏楽や合唱等においては、個別練習とする。
- ⑧ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても、当面の間、引き続き禁止とする。

(3) 活動環境への配慮

- ① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りにについても工夫する。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
- ② 更衣については、教室等を使用するなど、一度に多数の生徒が使用しない工夫により、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。
- ③ 接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ④ 共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒については、原則として1日1回以上行うこと。

9 夏季における熱中症対策について

熱中症防止のため、特に気温・湿度・風の有無等の気象状況及びWBGT（暑さ指数）に十分留意するとともに、幼児児童生徒個々の体力に応じた指導を行う。

- 家庭及び学校園における健康観察時に、コロナウイルス感染症に関する症状に加えて、熱中症の有無についても十分注意する。
- 登校（園）に合わせて、各教室のエアコンを作動させ、適切な温度にしておく。
- 教室に入る前に汗をよく拭かせ、水分補給を行わせる。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導する。その際、できるだけ人との十分な距離を保つこと、近距離での会話を控えることなども指導する。
- 体育など屋外での活動は、WBGTが31℃以上で、原則、運動を禁止する。

● 暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

● 日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31°C※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28°C※)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25°C未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

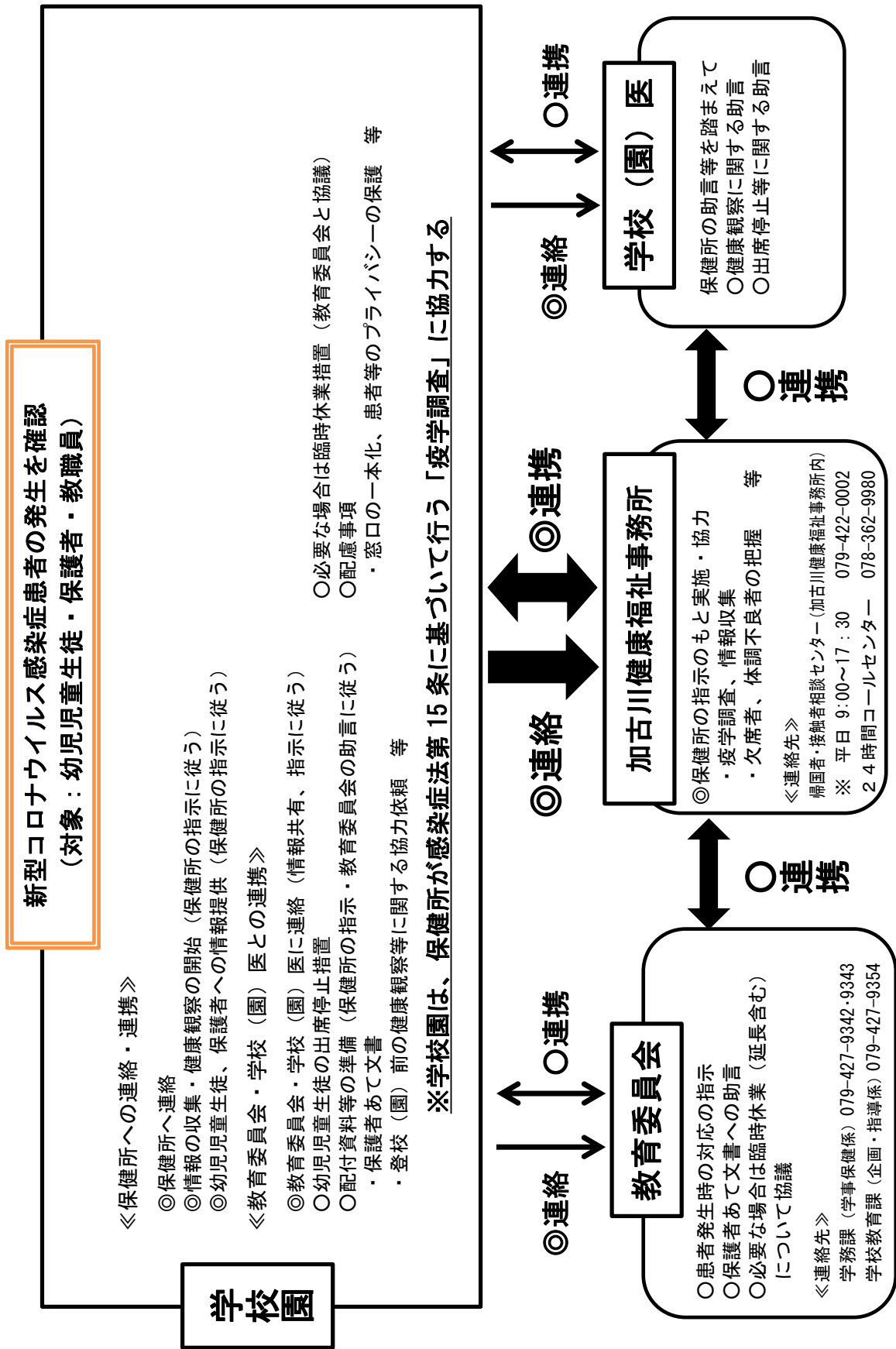
※ (28～31°C) 及び (25～28°C) については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35°C	28～31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31°C	25～28°C	警戒 (積極的に休息)	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28°C	21～25°C	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

Ⅲ 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について



1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする
幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された
場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱
いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日： 感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族等の感染判明日）

終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす14日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 幼児児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

開始日： 家族が濃厚接触者と認定された日

終了日： ○家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

○新型コロナの検体検査を受け、陰性となった場合

⇒ 保健所の指示に基づく

○本人が「陽性」であったが保健所に指示された期間を経過した場合

⇒ 保健所の指示に基づく

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状（ワクチン接種後を含む）が見られる場合

※拡大期通常登校段階では、同居の家族にかぜの症状（ワクチン接種後を含む）がみら
れる場合も同様とする

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

- ① 本人に発熱等のかぜの症状（ワクチン接種後を含む）がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：3日以内に快癒すれば、その翌々日

※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

- ② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

- ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(4) 登校（園）に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

【出席停止（新型コロナウイルス感染防止のため）】

保護者の方のご心配の内容に応じて、学校園での感染症対策について丁寧に説明
するなどの対応をとる。そのうえで、感染の不安・心配を理由に登校（園）できない
幼児児童生徒については、保護者の同意のもと、学校園長判断で欠席扱いとしないよ
うに配慮し、学級担任が、健康状態の把握、学習内容の進捗状況について連絡を行う。

(5) 医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和2年3月24日付元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的
ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等有
ることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）
の登校（園）については以下のように取り扱う。

- ① 登校（園）の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する
者も多く、重症化リスクが高い*ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）
医等に相談のうえ、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校（園）の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医に相談
のうえ、登校（園）の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合
の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等

の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校（園）教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校（園）外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

また、教職員については、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことが重要である。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、教育委員会と協議し、濃厚接触者等の範囲が特定されるまで（当日特定される場合もある）の間、学校園の全部又は一部を臨時休業とする。

なお、学級閉鎖等については、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」（第1版）（P22）を目安とするが、状況等が様々なため、感染者数だけでなく感染状況を鑑み、教育委員会と保健所等で総合的に判断する。

休業の際には、学校長は保護者あてに文書を発出する（P49 参照）

（1）幼児児童生徒に感染が判明した場合

① 「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」（P38）の（1）①の「感染」が判明した

場合、教育委員会に報告するとともに保健所及び学校（園）医と相談のうえ、濃厚接触者の範囲が特定されるまで（当日特定される場合もある）の間、学校園の全部又は一部を臨時休業とする。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日から必要な期間（2～3日程度）
始業時刻以降、終業時刻まで	・判明された時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講じ、翌日から必要な期間（2～3日程度）
終業時刻以降、学校園の休業日	・翌日から必要な期間（2～3日程度）

※ 換気を十分行うとともに、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。施設全体ではなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

② 市教育委員会は、学校（園）からの報告をもとに、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」（第1版）（P22）にもとづき、保健所や学校（園）医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校（園）内で感染が広がっている可能性について検討し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業実施の可否について決定する。

学校園内で感染が広がっている可能性が低い場合	感染した幼児児童生徒や濃厚接触者の出席停止 教職員が感染者や濃厚接触者である場合には、 出勤させない扱いとする
学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合	学校園の全部又は一部を臨時休業

【期間】 7日程度（感染状況等により期間は判断する）

（2）幼児児童生徒及びその家族が濃厚接触者と認定された場合

学校園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を考慮し、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

（3）教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、市教育委員会と協議し、決定する。

<p>「濃厚接触者」とは 「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者 ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。 <p>出典： 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年4月20日版）国立感染症研究所 感染症疫学センター</p>
--

IV 緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下における新型コロナウイルス

感染症患者発生時の対応について

文部科学省「「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」（第1版）より抜粋

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の流れ

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・市教育委員会（学校教育課）に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱い（特別休暇）とする。

【保健所業務の補助】

- ・市教育委員会と学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。
- ・市教育委員会はリストを保健所へ提供。
- ・上記リストを踏まえ、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【市教育委員会が臨時休業の要否を判断】

- ・市教育委員会は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、保健所や学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

【学校教育活動を継続】

- ・感染リスクの高い活動は行わない。
- ・濃厚接触者については、出席停止措置（児童生徒）、特別休暇（教職員）とする。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

1 感染者が確認された場合の対応

児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。教職員については特別休暇扱いとし、出勤させない。(P38「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」、P40「2 教職員の休暇等の考え方」参照)

2 濃厚接触者等の候補者のリストを作成

市教育委員会と学校は必要な情報を収集し、濃厚接触者等候補者のリストを作成し、市教育委員会がリストを保健所へ提供。候補者リスト作成にあたっては、感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮する。

濃厚接触者等候補の考え方

濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者
※1 m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある
- ・手で触れることの出来る距離（目安1 m）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触（会話等）があった者
※必要な感染予防策については、マスクの着用だけでなく、例えば顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同じ学級の児童生徒等）
- ・大きな声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同じ部活動に所属する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

臨時休業中の対応

国及び県からの要請・通知及び本市感染状況を踏まえて総合的に判断し、一定期間、臨時休業を行う。その場合は、以下の内容に留意する。

1 幼児児童生徒への対応

(1) 学習サポート

学習に著しい遅れが生じることがないように、オンラインを活用した授業の充実を図る。児童生徒の状況等も踏まえながら、学校からのメールやポスティングなどにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じる。

児童生徒には下記の内容を指導する。

- ・教科書を活用した学習を示すこと
- ・オンラインを活用した学習を示すこと
- ・学習内容に応じて「E テレ」を活用した学習を示すこと
- ・学習コンテンツ「ドリルパーク」を活用すること
- ・計画的に学習すること
- ・発達段階に応じた学習時間を示すこと
- ・規則正しい生活をする
- ・読書の時間を設けること
- ・適度な運動についても取り組むこと
- ・不要な外出をしないこと

(2) 心のケア

オンラインシステムや電話等により、幼児児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、健康状態を把握する。自宅で過ごす幼児児童生徒がストレス等、不安を抱えている場合には、関係機関と連携し、心のケアを行う。

※相談窓口については P48 参照

(3) 登校（園）日の設定

県の対処方針に基づくとともに、市全体の状況を踏まえたうえで、登校（園）日（授業日としない。）を適切に設定する。その際、「I 2 クラスターの発生リスクを下げ

るための3原則を守る環境づくり」に基づき、感染拡大防止を徹底する。

登校（園）日においては、幼児児童生徒の学習状況の確認や家庭学習を課すなど、学習サポートを行うとともに、幼児児童生徒の心身の健康状態の管理を行う。

また、登校（園）日は、授業日ではないことから、登校（園）しなくても欠席とならないことを保護者、幼児児童生徒へ周知すること。登校（園）できない幼児児童生徒に対しては、電話や家庭訪問等で健康面の確認、学習活動への指示等を行う。

2 教職員の対応

(1) 感染リスクの回避

① 3つの原則の徹底

- ・マスク着用
- ・手洗いの励行
- ・食事はできる限り一人でとる

② 在宅勤務

令和2年4月13日付加教学第5047号加古川市教育長通知に基づき適切に対応する。

③ 就業エリアの分散

職員室に集まるのを避け、就業エリアを分散する。特に、同じエリアで食事をとらないよう注意する。

④ 時差出勤

(2) 服務規律の確保

① 情報管理の徹底

② 公務員として市民から見られていることを意識した行動

障害の状況に応じた指導・支援

平成30年文部科学省令第27号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、文部科学省と厚生労働省による「トライアングルプロジェクト」において、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について報告が取りまとめられている。この内容及び、新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障害のある幼児児童生徒が安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意する。

- 1 年度当初、各校園が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該幼児児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図る。
- 2 「関係機関等」としては、例えば、当該幼児児童生徒等が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所、就労支援機関が考えられ、当該計画を活用しながら、日常的に学校園、保護者、関係機関等が連携を図り、幼児児童生徒の生活状態の的確な把握とサポートに努める。
- 3 幼児児童生徒の状況確認や把握については、子どもによって障害が様々なので、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行うこと。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に幼児児童生徒の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外での過ごし方について把握に努める。

なお、医療的ケアが必要で、気管切開や人工呼吸器を使用している等、呼吸器系の障害や疾患のある幼児児童生徒が登校（園）する際は、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認すると共に、日々の体調変化に留意しながら、主治医、学校（園）、保護者、看護師等の関係者で緊密に連携する。

- 4 通級による指導を受ける児童生徒のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童生徒の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携する。

新型コロナウイルス感染者発生時の公表について

児童生徒及び教職員の感染者が発生し、校内の濃厚接触者が特定された場合、以下の内容について公表する。

1 目的

公表は、市民・関係者が正確な情報を共有したうえで、一人一人の冷静な判断と適切な行動を促すとともに、感染拡大防止の取組を促進することを目的とする。

2 人権尊重及び個人情報の保護

発生状況等の公表にあたっては、教育的視点並びに感染者や当該家族等の人権尊重及び個人情報の保護に最大限配慮する。また、該当校の保護者や市民等に対しても、感染者や当該家族、当該校等に対して誹謗中傷、風評被害等の差別・偏見が生じることがないように、良識ある行動をとるよう周知する。

3 公表内容等

感染者及び濃厚接触者の範囲、感染ルート、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、以下のうちから必要な情報を公表する。

- (1) 感染者の在籍（勤務）する校種（学校名は市全体には公表しない。）
- (2) 感染者の感染確定日
- (3) 感染者が教職員の場合は年代・性別
- (4) 感染症対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など）

なお、公表内容の詳細については個別に判断することとし、個人が特定される恐れがある場合や人権やプライバシーへの配慮が求められる場合には、情報の全部又は一部について公表しないことがある。

保護者への注意喚起

現在の感染状況から、いつ、感染するかわからない状況であるので、家族や家族の職場、学校園で感染情報がある場合は、すみやかに学校へ連絡するよう、保護者へ依頼する。

また、幼児児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校園外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・感染症対策用として、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等を
持参する。



- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

さらに、今後、幼児児童生徒の心のケアが必要になることも想定されることから、下記の相談窓口についても保護者に知らせておく。

相談窓口

- | | | |
|------------------------------------|--------------|----------------------|
| ◆ こころの健康相談統一ダイヤル | 0570-064-556 | ※平日は要時間確認、土日祝 24 時間 |
| ◆ 兵庫県のちと心のサポートダイヤル | 078-382-3566 | ※平日 18 : 00~8 : 00 |
| ◆ ひょうごっ子悩み相談センター | 0120-783-111 | ※9 : 00~21 : 00 |
| | 0120-0-78310 | ※24 時間 (子供 SOS ダイヤル) |
| ◆ 加古川市教育相談センター
(不登校・心のケアに関すること) | 079-421-5484 | ※平日 9 : 00~17 : 00 |
| ◆ 加古川市少年愛護センター
(生徒指導に関すること) | 079-423-3848 | ※平日 9 : 00~17 : 00 |

令和 年 月 日

保護者様

加古川市立 学校
校長

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる臨時休業について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力ありがとうございます。

さて、みだしのことについて、本校児童生徒に陽性者が出たため、○月○日から下記のとおり臨時休業といたします。

急な対応をお願いすることとなりますが、すべての児童生徒及び保護者等の安全を守るためですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、感染症拡大防止については、加古川健康福祉事務所等からの指導の下、本市「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第○版）」に基づき、適切に対応しておりますので、ご安心ください。

感染者等に対するいじめや差別的な言動がないように、児童生徒及び教職員の人權に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意願います。

記

- 1 期 間 令和 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）の○日間
- 2 対 応
 - ・期間中、不要不急の外出は避け、家庭学習と休養に努めるようにご指導ください
 - ・学校再開後、感染に不安で登校できない場合は、学校へご相談ください
 - ・臨時休業をさらに延長するときは、○月○日までに、メール等にてお知らせいたしますので、ご確認ください。確認手段がない場合は、遠慮なく、担任まで連絡をしてください
- 3 そ の 他
 - ・○月○日より○日間は、部活動は行いません
 - ・上記の間、児童クラブ及び学校施設の開放は行いません

健康観察表 枠 組 名前

	例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日にち	4/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日	水														
体温	36.0 度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
せき	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
のどの痛 み	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
鼻水・ 鼻づまり	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
体調 (息苦しさ・ だるさなど)	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい
その他 (に2011-年がし ずつう げり ない、頭痛、下痢 など)															
保護者 サイン															

※ 登校しない日も含めて毎朝、体温を測り、健康観察の結果を記録し、保護者サインのうえ、毎日ご持参ください

※ 発熱等の風邪の症状がみられる場合は、電話で学校園に連絡のうえ、自宅で休養してください。

チェックリスト (例)

場所：〇〇教室

〇月	スイッチ		ドアノブ		手すり			
	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認
1 ()								
2 ()								
3 ()								
4 ()								
5 ()								
6 ()								
7 ()								
8 ()								
9 ()								
10 ()								
11 ()								
12 ()								
13 ()								
14 ()								
15 ()								
16 ()								
17 ()								
18 ()								
19 ()								
20 ()								
21 ()								
22 ()								
23 ()								
24 ()								
25 ()								
26 ()								
27 ()								
28 ()								
29 ()								
30 ()								
31 ()								

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronat-aisaku20200622.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

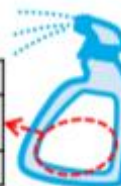
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性
正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合には？

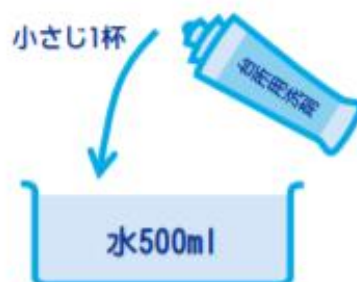
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。